

## 永平寺町観光ポスター制作委託業務 仕様書

### 1. 目的

本仕様書は、永平寺町観光ポスター制作委託業務に必要な事項を定めることを目的とする。

### 2. 趣旨

永平寺町には、世界的な観光地の曹洞宗大本山永平寺があり、禅の文化が息づく町である。また、町を横断する一級河川・九頭竜川の恵みによって育まれた日本酒や農産物、川魚等の食を目的とした観光も人気があり、現在、川を活用したアウトドアスポーツにも取り組んでいる。さらに、北陸新幹線福井・敦賀開業、大阪関西万博、中部縦貫自動車道県内開通といった観光客誘致の後押しとなる動きもある。

観光ポスターは、これらの永平寺町の魅力を独自の個性として全国の観光客に向けて発信し、永平寺町の観光目的地としてのイメージ定着に活用されるものである。

### 3. 契約限度額

金 2, 145, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

※委託事業の実施に必要な経費（企画費、写真撮影費、旅費、イラスト・キャッチコピー等作成費、デザイン費、モデル費、加工・調整費、著作権の譲渡（使用許諾）に係る対応等）をすべて含むものとする。

### 4. 業務内容

「旅」、「禅」「大本山永平寺」「九頭竜川の恵み（お酒、米）」をテーマに地域性や文化、ストーリーとともに永平寺町の魅力が伝わる内容とする。

【サブテーマ】 整う、気づき、礼の心、一期一会、脱日常

#### (ア) 観光ポスターの作成

- (1) サイズ B1
- (2) 種類 2種類
- (3) 印刷部数 600部（各300部）
- (4) 紙質 コート紙・片面

#### (イ) 観光ポスターのデザインについて

- ① 制作するデザインは2種類とし、町の魅力が伝わるもので、県やこれまでに町が作成したポスターと異なるデザインとすること。
- ② ターゲットは、禅や自然に触れて心身を整えたい人。
- ③ 町観光パンフレット「ZENTABI」、観光看板等と協調したデザインで、単独使

用の場合と2枚セットでの使用の場合を考慮したデザインとすること。

- ④ 1枚には人物を配置すること。
- ⑤ 総花的なデザインではなくターゲットの目を引くインパクトのあるデザインとすること。
- ⑥ 各ポスターに心に響き頭に残るキャッチコピーを記載すること。
- ⑦ デザインやキャッチコピー等により、町への興味が沸き起こり来訪意欲が促される工夫を行うこと。
- ⑧ 永平寺町公式ホームページ及び永平寺町公式観光サイトのQRコード等を表示すること。又は問合せ先欄を設けること。
- ⑨ 広報用写真素材は、撮影する写真の構図や場所等については、協議の上決定すること。

(ウ) 成果品（ポスター）の活用手法について

本業務の趣旨を理解し、成果品をより効果的に活用する手法や掲出場所等の具体的な提案を行うこと。

## 5. 成果品

(ア) ポスター

(イ) ポスターのデータ

増刷及び町HPへの掲載を考慮し、以下のデータをCD等で提出すること。

- イラストレーターファイル（アウトライン化前、アウトライン化済みの両方）
- PDFファイル（ホームページ用に容量等を最適化したもの）
- JPGファイル
- ポスター制作に使用した画像データ

## 6. 納期

令和6年2月29日までに納品し、検収を受けること。

## 7. 写真等

(ア) 使用する写真等は受託者の責任において撮影及び借り入れるものとし、撮影・借りに要する経費は受託者の負担とする。

(イ) 写真・イラスト・デザインについての一切の権利は永平寺町に帰属するものとし、次年度以降の制作に伴う改変・加工については受託者の許可なく無償で使用できることとする。

8. その他留意事項

- (ア) 今回制作するポスターの著作権はすべて永平寺町に帰属する。
- (イ) 本委託業務の履行に伴い発生する全著作物に関する一切の権利は、永平寺町に帰属する。
- (ウ) 見積書、ラフデザイン等提出物の製作に係る経費は、すべて提案事業者の負担とする。
- (エ) 掲載する写真、文章は、事実・調査に基づくものとし、転写・引用については肖像権・著作権等の侵害とならないよう格段の配慮をすること。
- (オ) 本仕様書に定めていない内容の独自提案も可とし、選定基準に則り評価の対象とする。
- (カ) この仕様書に定めるもののほか、実施にあたり疑義を生じた場合は、町と受託者双方で協議のうえ決定する。